

文部科学省における主な取組状況<参考資料集>

【目次】

- ① 複数年度にわたる予算執行の実現
 - 科学研究費補助金の拡充と制度改革(科研費の一部基金化) (平成23年度予算関連事項)
 - 中期目標期間を超えた資金配分の課題と対応方針
- ② 国の研究開発を担う機関に関する新たな制度のイメージ(案)
- ③ 公募型研究資金の体系化 (平成23年度予算関連事項)
 - 競争的資金制度を5制度に大括り化
- ⑤ 研究費の電子申請システムの充実と研究成果情報の活用促進 (平成23年度予算関連事項)
 - 研究開発管理システム運営 (e-Rad関連)
- ⑥ エビデンスに基づく科学技術イノベーション政策の実現 (平成23年度予算関連事項)
 - 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の推進
- ⑦ 研究活動に専念できる支援体制整備に向けた専門スタッフの要請 (平成23年度予算関連事項)
 - リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備
- ⑧⑨ 研究開発に係る調達の課題と今後の検討の方向性(案)

※ 目次は、「研究費・プロジェクト系教育経費の効果的予算措置に関する中間報告(平成22年7月29日予算監視・効率化チーム)」に対応している

※ 中間報告④は平成23年度中に対応完了予定

※ 中間報告⑩は対応済

科学研究費補助金の拡充と制度改革

平成23年度予算案2,633億円
平成22年度予算額2,000億円

平成23年度予算案の概要

◆若手研究者の「チャレンジ」機会の拡大

○若手研究者向けの「若手研究(A・B)」を拡充。

特に、若手研究者支援の主要な研究費である「若手研究(B)」について、新規採択分について採択率30%(試算*)及び基金化を図る
・若手研究(B)→新規採択分として262億円(平成24年度以降の研究費相当分124億円を含む)を確保

○「挑戦的萌芽研究」について、新規採択分について採択率30%(試算*)及び基金化を図る

・挑戦的萌芽研究→新規採択分として135億円(平成24年度以降の研究費相当分57億円を含む)を確保、間接経費の措置

◆多様な学術研究を支える「基盤研究」の充実

○「基盤研究(A・C)」を拡充。特に「基盤研究(C)」について、新規採択分について採択率30%(試算*)及び基金化を図る

・基盤研究(C)→新規採択分として451億円(平成24年度以降の研究費相当分249億円を含む)を確保

◆新たな研究領域の開拓

○「新学術領域研究(研究領域提案型)」を拡充(年次進行、対前年度55億円増)

<(*)22年度採択状況を基に試算>

学術研究助成基金(仮称)
により研究費が使い易く!

抜本的な制度改革「基金化」の実現

◆新しい、柔軟な発想が期待されるとともに、研究規模が小さく多くの研究者が対象となっている「基盤研究(C)」「若手研究(B)」「挑戦的萌芽研究」を対象に、平成23年度から、新規採択分について複数年にわたる研究費の使用を可能とする「基金化」を図る

→予定外の進展があった研究について前倒しして実施することを含め、研究費の柔軟な執行が可能となる。

→複数年にわたって研究費の使用が可能となり、研究に専念できるとともに、ムダな「予算の使い切り」がなくなる。

新規採択の約8割が対象

現状イメージ

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
H19採択分	新規①	継続②	継続③	継続④			
H20採択分		新規①	継続②	継続③	継続④		
H21採択分			新規①	継続②	継続③	継続④	
H22採択分				新規①	継続②	継続③	継続④

基金化後イメージ

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
H20採択分	継続③	継続④	← 継続分は従前と同様			
H21採択分	継続②	継続③	継続④			
H22採択分	新規①	継続②	継続③	継続④		
H23採択分		新規①	継続②	継続③	継続④	
H24採択分			新規①	継続②	継続③	継続④

H23以降は一括予算措置

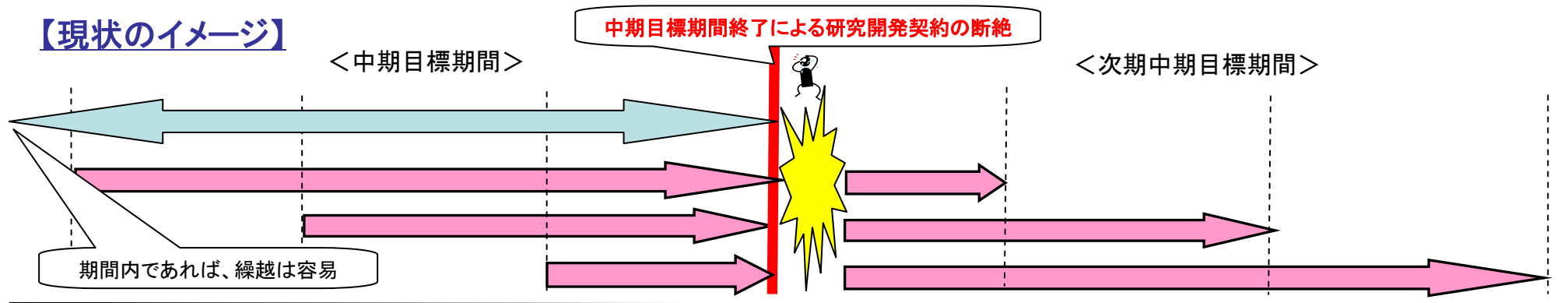
基金分853億円

限られた予算のより効果的・効率的な活用

研究活動の活性化

研究開発法人の中期目標期間を超えた資金配分の課題と対応方針

【現状のイメージ】



【課題】

○ 中期目標期間を超える債務負担行為がなされていないことで、多くの無駄等が生じている

- 中期目標期間を超える債務負担行為がなされていないことにより、①資金配分機関の事務負担が増加(研究開発契約を2回締結、新たな契約に2ヶ月程度要する)、②研究開発の推進に不可欠な機器等の調達を年度をまたいで行えず、研究開発が遅延、③中期目標期間最終年度における使い切りを助長等の仕組みとなっている。
- 配分を受ける研究者・研究機関にとって資金配分の見通しが不透明であることにより、若手研究者の雇用などに不安が生じる

○ 中期目標期間を超えた債務負担行為が認められたとしても、中期目標期間を超える積立金の繰越手続きが煩雑で多大な時間を要することにより、制度が十分に活かされない

【対応方針】

- 中期計画において、公募型研究開発資金の配分に係る中期目標期間を超える債務負担を行えるよう記載する
- 中期目標期間を超える繰越については、当該繰越金の繰越を行う合理的な基準(科研費における繰越事由等)を設け、基準を満たす場合には繰越を認めることとする

第6回機能強化検討チーム「私案」をベースとした 国立研究開発機関（仮称）制度のイメージ

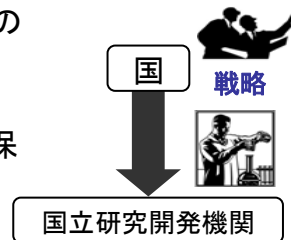
- ・国の科学技術戦略に沿った機動的、弾力的かつ着実な業務運営の確保
- ・研究開発を担う法人にふさわしい評価の仕組みの導入 等



研究開発能力を
最大限に発揮

I. 国の科学技術戦略に沿った業務運営の確保

- ① 国立研究開発機関（機関）の研究開発等の重要事項に対する総合科学技術会議の意見具申
- ② 国家的に重要な研究開発等の実施の確保のための主務大臣の要求



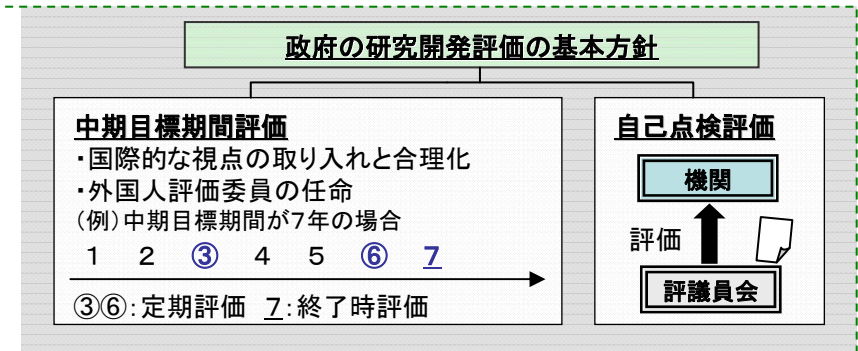
II. 機動的、弾力的かつ着実な業務運営の確保

- ① 機関が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の期間の弾力化（十年を超えない期間において主務大臣が定める）
- ② 中期目標に対する機関の意見具申
- ③ 資金の利用条件の緩和（大臣承認を廃止し、政令で基準を策定）
 - 1) 原則として、一定額等を超える自己収入は目的積立金化し、年度に拘らず利用可能に
 - 2) 契約済未執行・目的積立金等は中期目標期間を跨ぐ繰越を可能に



III. 研究開発を担うにふさわしい評価の仕組みの導入

- ① 総合科学技術会議の意見を踏まえた研究開発評価の基本方針に基づく機関及び国立研究開発機関評価委員会（評価委員会）の評価の実施
- ② 機関における自己点検評価（研究開発等の水準に係る国際比較を含む）の実施（毎年度）
- ③ 評価委員会における三年ごと（定期）及び中期目標期間終了時の評価の実施
- ④ 国際的視点を取り入れた評価委員会の評価の実施（外国人評価委員の任命）
- ⑤ 機関に置く国立研究開発等評議員会における自己点検評価等の審議(P)



IV. 監事機能等の強化による業務運営の透明性の向上

- ① 報告徴収権限の付与等による監事機能の強化
- ② 報告徴収権限の付与等による会計監査人機能の強化



V. 人事交流の促進等による卓越した研究者等の確保

- ① 卓越した研究者等について優遇措置を講じた職員給与及び退職手当の支給基準の策定
- ② 機関間並びに機関及び国立大学法人間で転職をしている場合における退職手当の通算の努力義務



国立研究開発機関（仮称）制度に基づく運用の改善イメージ

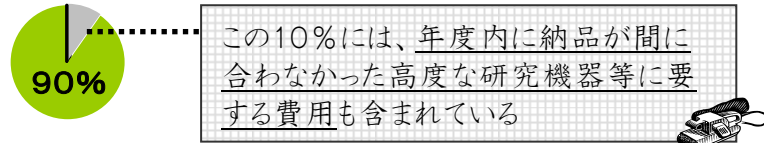
～機動的、弾力的かつ着実な運用の実現～

VI. 自己収入獲得の意欲が湧く仕組みの導入

現状 	○自己収入を獲得すると、翌年度の運営費交付金は同額分減額される
解決策 	○政府に自己収入獲得促進措置を義務づけ 自己収入獲得分の減額については、一定額等を設定し、それを超える部分の減額を行わない



VII. 研究開発の継続性に配慮した仕組みの導入

現状 	○翌年度への繰り越し可能額が限定的
解決策 	○政府に弾力的な業務運営を可能とする措置を義務づけ等 <中期目標期間内における繰越し> 原則として、当該年度運営費交付金は90%以上の執行が求められているが、その条件を緩和





この10%には、年度内に納品が間に合わなかった高度な研究機器等に要する費用も含まれている

VIII. 契約に係る手続の合理化

現状 	○中期目標期間を越えた契約が積極的になされていない ○柔軟性を欠く厳格な調達手続きが求められる
解決策 	○政府に弾力的な業務運営を可能とする措置を義務づけ等 ①合理的な理由がある場合、中期目標期間を越えた契約を促進 ②研究開発の特性に応じた調達を可能とする

IX. 必要な財源の確保

現状 	○中期計画において、運営費交付金(事業費・一般管理費)及び人件費の削減を規定
解決策 	○政府に必要な財源の確保を義務づけ 運営費交付金(人件費含む)について、必要な財源を確保

独法・国立研究開発機関の制度比較(法令上の差異)

	独立行政法人	研究開発機関
国による関与・統制	可能な限り排除	<ul style="list-style-type: none"> ・総合科学技術会議による随時の意見具申 ・主務大臣による研究開発等の確実な実施の確保等のための要求
組織統治・ガバナンス	法人の長によるトップダウン経営(ただし、一部の個別法で合議制の経営を規定)	法人の長によるトップダウン経営(ただし、個別法で合議制の経営が可能)
主務大臣の権限に対する干渉	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標に対する国立研究開発機関の意見具申 ・総合科学技術会議による随時の意見具申(再掲)
中期目標期間	3年以上5年以下	10年以下
剰余金の利用規制		
中期目標期間内	主務大臣による承認	政令で定める基準に基づき繰越が可能
中期目標期間を跨ぐ場合	主務大臣による承認	政令で定める基準に基づき繰越が可能
評価の方針	なし	総合科学技術会議の意見を踏まえた研究開発評価の基本方針(内閣総理大臣策定)に基づく評価

業務の実績に係る評価	毎年度及び中期目標期間終了時に評価委員会による評価	<ul style="list-style-type: none"> ・3年毎及び中期目標期間終了時に評価委員会による評価 ・毎年度、自己点検評価(個々の研究プロジェクトのサイクルに合わせて簡素化)
評価の方法	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発等評議員会の行う自己評価ピアレビューを考慮 ・外国人評価委員の任用

独法・国立研究開発機関の制度比較(運用上の差異)

	独立行政法人	研究開発機関
自己収入の扱い	自己収入を獲得すると、翌年度の運営費交付金が同額分減額	一定額等を設定し、その額を超える運営費交付金の減額は行わない
繰越の方法	繰越可能額が限定的(運営費交付金は90%以上の執行)	繰越条件の緩和
調達の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間を越えた契約が積極的になされていない ・柔軟性を欠く厳格な調達手続きが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間を越えた契約を促進 ・研究開発の特性に応じた調達を可能

競争的資金制度^(注)の見直しについて

現状(要求時)の制度 18本

○科学研究費補助金〔MEXT,JSPS〕

○戦略的創造研究推進事業〔JST〕
○先端的低炭素化技術開発〔JST〕

○研究成果最適展開支援事業〔JST〕
○産学イノベーション加速事業〔JST〕

○国際科学技術共同研究協力推進事業〔JST〕

○キーテクノロジー研究開発の推進〔MEXT〕
○ナノテクノロジーを活用した環境技術開発〔MEXT〕
○海洋資源利用促進技術開発プログラム〔MEXT〕
○宇宙利用促進調整委託費〔MEXT〕
○原子カシステム研究開発事業〔MEXT〕
○原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ〔MEXT〕
○政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業〔MEXT〕

○世界トップレベル研究拠点プログラム〔MEXT〕
○科学技術人材育成プログラム〔MEXT〕
○特色ある共同研究拠点の整備の推進事業〔MEXT〕
○ライフサイエンスデータベース統合推進事業〔JST〕

○科学技術振興調整費〔MEXT〕

見直し後 5本に大括り化

○科学研究費補助金
(ボトムアップ型基礎研究)

○戦略的創造研究推進事業
(トップダウン型基礎研究)

○研究成果展開事業
(民間参加型)

○国際科学技術共同研究推進事業
(国際約束を前提とするもの)

○国家基幹研究開発推進事業
(国の政策直轄型)

※平成23年度は暫定的に内局事業として一本化。24年度以降のあり方は引き続き検討。

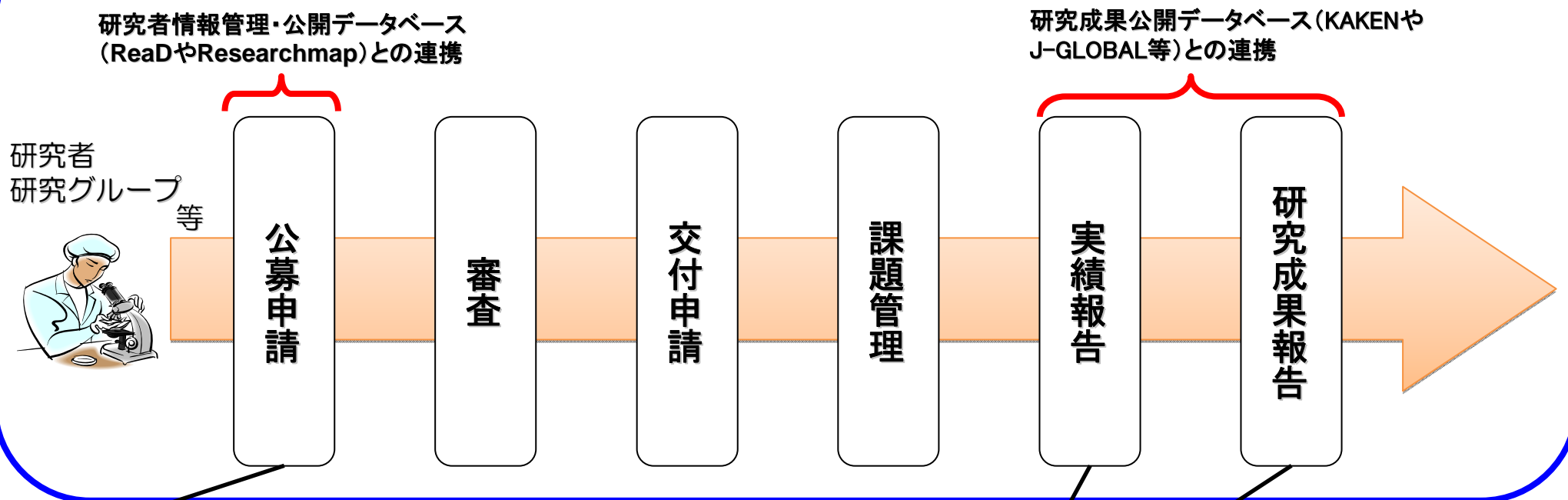
○非競争的資金化
(システム改革)

○廃止

(注)グローバルCOEは、行政刷新会議の再仕分けにおいて、「競争的資金」ではなく「大学関係事業」の中心的な事業として議論が行われたため、今回の見直しの対象からは除外している。

e-Radによる研究費手続のワンストップ・サービス化

○ 一連の手続きを全てe-Rad上で実現できるように、次期システムの機能を実装



(既存のDB (ReaDやResearchmap)とのリンクによる申請業務の省力化)

申請の度に類似の情報を入力する研究業績・略歴に関し、既存のDBを活用してe-Rad上で作成できるようにする。(入力方法も制度横断的に統一する)

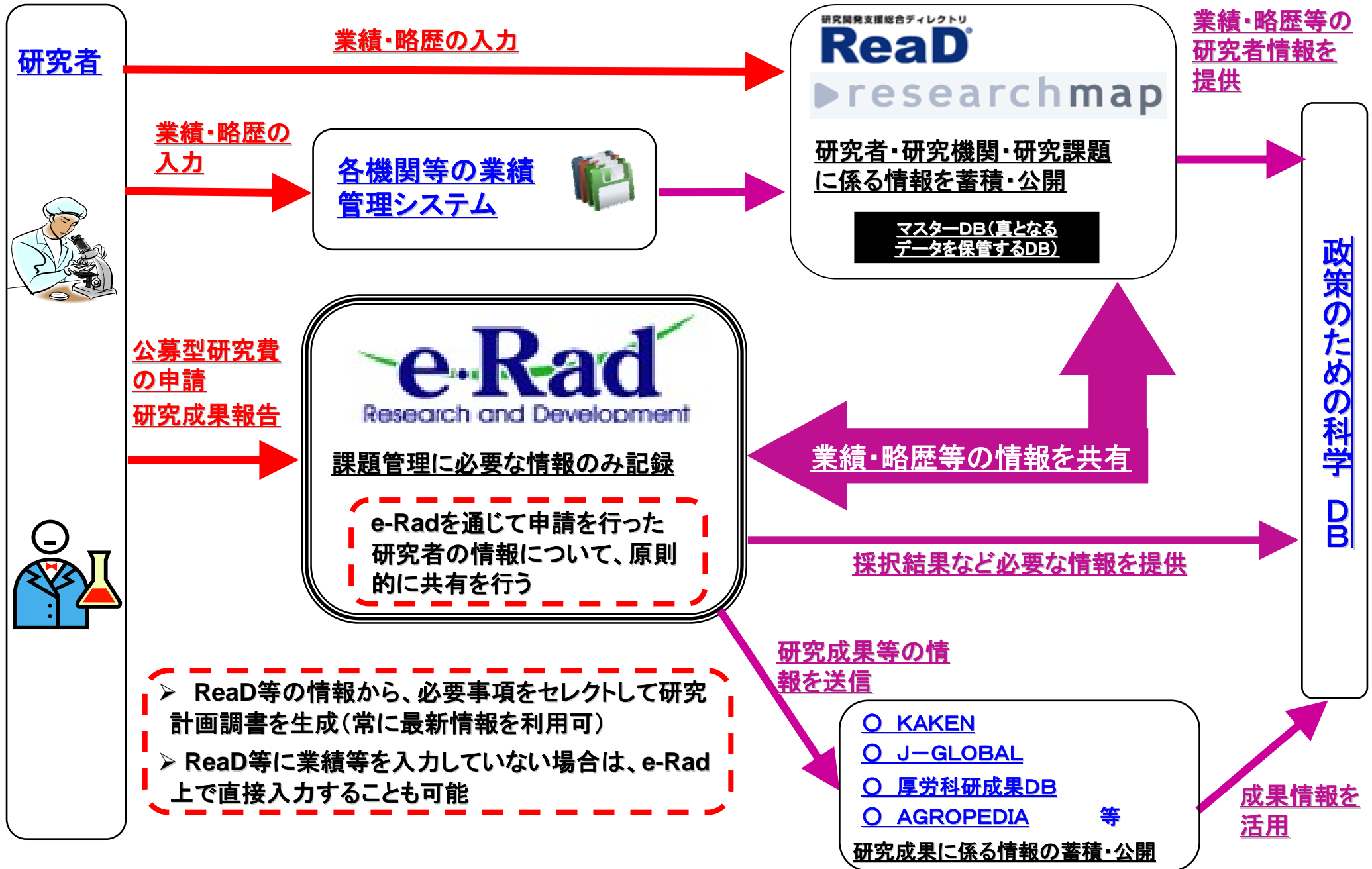
(研究成果報告のオンライン提出および既存のDB (KAKENやJ-GLOBAL)等との連携による公開)

- 実績報告や研究成果報告は、e-Radを通じたオンライン提出を原則化
- e-Radに提出された報告は、研究成果公開データベースへ移管

* 課題管理業務 (研究計画変更手続等)については、競争的資金の使用ルールの標準化等の成果を踏まえつつ、将来的なオンライン化を目指す。

* 交付申請手続については、現行システムの利用率が低調である理由を調査し、システム更新に向けた改善を図る。

各システムの連携案（概念図）



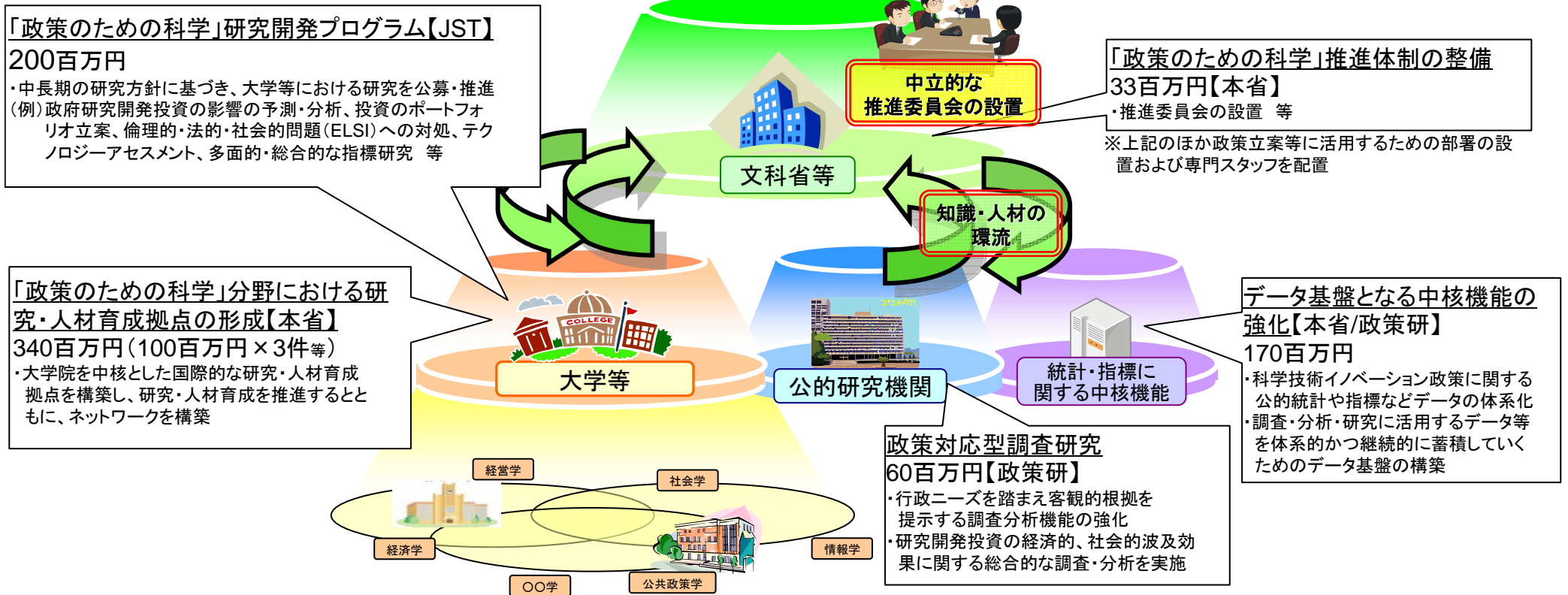
科学技術イノベーション政策における 「政策のための科学」の推進

平成23年度政府予算案:802百万円(新規)
(運営費交付金中の推計値を含む)

経済・社会等の状況を多面的な視点から把握・分析した上で、課題解決等に向けた有効な政策を立案する「客観的根拠に基づく政策形成」の実現に向け、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」のための体制・基盤の整備、研究の推進及び人材の育成を行う。

現状・課題

- 政府研究開発投資の影響・効果を科学的に示すことが難しく、「未来への先行投資」に対する国民の理解が十分に得られているとは言い難い。
- 統計データの体系化や国際比較性の確保が不十分であり、客観的根拠に基づく政策立案のためのデータ基盤が不十分。
- 客観的根拠に基づいた政策形成に関わる人材の育成が不十分であり、キャリアパスも硬直的。さらに政策全般に精通した人材層が薄い。



文部科学省における科学技術イノベーション政策の立案・推進体制を抜本的に見直し、他国の追随を許さない先端的な研究開発とイノベーションを強力かつ効率的に推進

リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備

平成23年度予算案
300百万円【新規】

○ リサーチ・アドミニストレーターとは

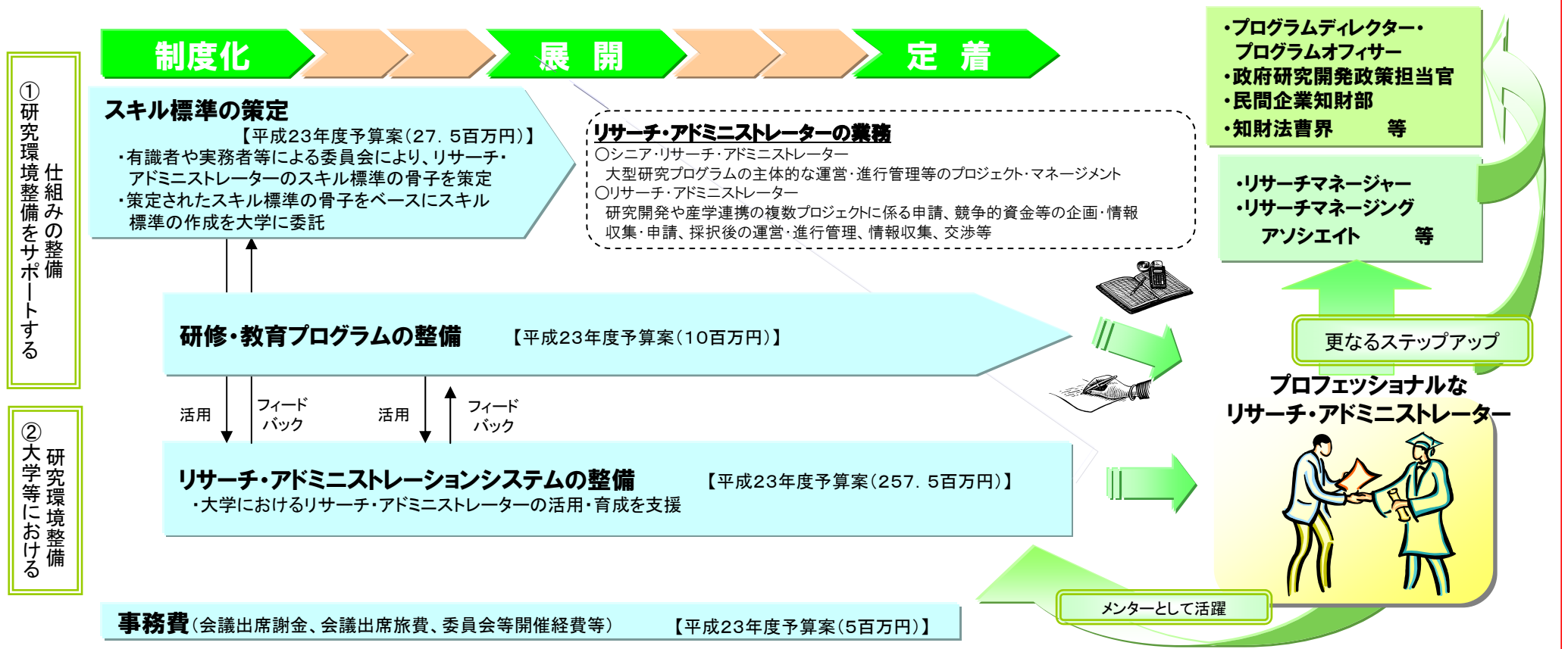
単に研究に係る行政手続きを行うという意味ではなく、大学等において、研究者とともに、研究活動の企画・マネジメント・成果活用促進を行う人材群。(作家に対する編集者のような存在)

目的

- 研究者の研究活動活性化のための環境整備
- 大学等の研究開発マネジメントの強化
- 科学技術人財のキャリアパスの多様化

概要

- ① スキル標準の策定、研修・教育プログラムの整備など、リサーチ・アドミニストレーターを育成し、定着させる全国的なシステムを整備
- ② 研究開発に知見のある人材を大学等がリサーチ・アドミニストレーターとして活用・育成することを支援



研究開発に係る調達課題と今後の検討の方向性(案)

【文部科学省所管の研究開発法人の調達担当者等に対するヒアリング 概要】

【前提】

独立行政法人の行う調達については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の限度額等の基準を国と同基準とすること等、閣議決定や様々な通知・調査等による取決めが設けられている。

＜主な指摘＞

○ 調達物品の質の低下につながった事例がある(仕様の限定や随意契約の選択をしづらい)

- 高頻度の故障発生や、研究データの再現性の喪失、諸外国のライバル研究者と比較ができない等の課題が表面化
- 受注側の人材の質の低下や、産業化等を睨んだ技術の継承・蓄積に支障が生じる(諸外国では、イノベーション創出や技術蓄積につながる調達を積極的に推進している例がある)

○ 調達に要する期間が長期にわたることが、研究開発の停滞の一因となる場合がある

- 一般競争入札(総合評価方式)と随意契約を比べた場合、一般競争入札の方が2.5～3倍以上の調達期間を要する

○ 一般競争入札によって調達コストが押さえられた場合も、人件費や事務費を含めたコストが増加する場合がある

- 関連資料作成や不落随意契約の増加等に伴う調達関連事務手続きの増加や、担当職員の増員・超過勤務の増加に伴うコスト増が生じる傾向にある

ヒアリング等を踏まえて
明らかになった主な特徴

＜研究開発に係る調達の主な特徴＞

- 最先端の研究機器等の調達では、**調達の対象が限定的になる傾向**がある
- 世界を舞台とした激しい競争に晒されており、**迅速な調達**が求められる
- 中長期を見据えた**継続的な質の確保**(技術・ノウハウ蓄積等)が求められる

【今後の検討の方向性(案)】

- 引き続き「調達コストの削減」や「透明性の確保」に取り組む一方で、諸外国の動向を常に注視し、「調達時間の短縮」や「調達物品・役務の質の確保(技術蓄積等)」といった観点にも十分に配慮し、研究開発成果を最大化するための方策を検討する。